

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

ページ

○優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則	（建築宅地課）	一
○優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則	（同）	一
告 示		
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（共同参画社会推進課）	二
○昭和四十一年宮城県告示第九百十七号（蔵王国定公園の公園事業決定）の一部改正	（観光課）	二
○平成二十三年度ブルセラ病及び結核病の検査の実施	（畜産課）	二
○平成二十三年度ヨーネ病の検査の実施	（同）	三
○平成二十三年度アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施	（同）	三
○平成二十三年度伝達性海面綿状脳症の検査の実施	（同）	三
○平成二十三年度豚コレラの検査の実施	（同）	四
○平成二十三年度オースキー病の検査の実施	（同）	四
○平成二十三年度高病原性鳥インフルエンザの検査の実施	（同）	四
○平成二十三年度家きんサルモネラ感染症の検査の実施	（同）	五
○平成二十三年度馬伝染病貧血の検査の実施	（同）	五
○平成二十三年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬パラチフス及び豚ブルセラ病の検査の実施	（同）	五
○平成二十三年度腐蝕病の検査の実施	（同）	六
○平成二十三年度ヒロプラズマ病の検査の実施	（同）	六
○道路の区域変更	（道路課）	六
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（防災砂防課）	六

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（同）	七
○都市計画事業の認可	（都市計画課）	七
企 業 局		
○仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程		八
公安委員会		
○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施		九

規 則

優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

優良住宅認定事務施行細則（昭和四十九年宮城県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の第二項第十六号二、第六十二条の第三項第十六号二」を「第三十一条の第二項第十五号二、第六十二条の第三項第十五号二」に改める。

第二条第一項中「第三十一条の第二項第十六号二、第六十二条の第三項第十六号二」を「第三十一条の第二項第十五号二、第六十二条の第三項第十五号二」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十一条の第二項第十六号二又は第六十二条の第三項第十六号二」を「第三十一条の第二項第十五号二又は第六十二条の第三項第十五号二」に改める。

様式第一号中 「第31条の2第2項第15号二」を「第31条の2第2項第15号二」に改める。
「第31条の2第2項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二」に改める。
「第31条の2第2項第15号二」を「第31条の2第2項第15号二」に改める。

様式第四号中 「第31条の3第4項第16号二」を「第31条の3第4項第15号二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号

優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

優良宅地認定事務施行細則（昭和四十九年宮城県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第三十一条の第二項第十五号ハ、第六十二条の第三項第十五号ハ」

を「第三十一条の第二項第十四号ハ、第六十二条の第三項第十四号ハ」に改める。

様式第一号、様式第二号及び様式第四号中「第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 浦戸アイランド倶楽部

一 代表者の氏名 大津 晃一

二 主たる事務所の所在地 塩竈市錦町六番二十二号

三 定款に記載された目的 この法人は、塩竈市浦戸諸島の住民および市内外からの訪問者に対し、塩釜の新しい魅力の発信に関する事業を行い、塩竈市のまちづくり活動に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十三年二月十八日

○宮城県告示第二百十号

昭和四十一年宮城県告示第九十七号（蔵王国定公園の公園事業の決定）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月十八日から施行する。

なお、関係書類は、宮城県庁（経済商工観光部観光課）、宮城県大河原地方振興事務所、白石市役所及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号イの表面白山・刈田岳・硯石線道路の項を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

面白山・刈田岳・硯石線道路
起点・宮城県仙台市太白区秋保町馬場（面白山）
終点・宮城県刈田郡七ヶ宿町字関（硯石）

起点・宮城県白石市（不忘山）
終点・宮城県白石市（みやぎ蔵王白石スキー場）

第一号イの表に次のように加える。

股窪線	起点・宮城県刈田郡蔵王町（井戸沢） 終点・宮城県刈田郡蔵王町（ろつづめ平）
-----	--

○宮城県告示第二百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、大河原町、柴田町、川崎町、仙台市、大崎市（旧鳴子町及び旧田尻町の区域）、栗原市（旧栗駒町の区域）、登米市（旧迫町及び旧石越町の区域）又は石巻市（旧河南町及び旧桃生町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1又は2の牛と同1施設内で飼育している牛
- 4 共同牧野等に放牧する牛
- 5 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨ―ネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、大河原町、柴田町、川崎町、仙台市、大崎市（旧鳴子町及び旧田尻町の区域）、栗原市（旧栗駒町の区域）、登米市（旧迫町及び旧石越町の区域）又は石巻市（旧河南町及び旧桃生町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、白石市、塩竈市、大和町、大崎市（旧古川市及び旧三本木町の区域）、加美町（旧中新田町及び旧小野田町の区域）、栗原市（旧瀬峰町及び旧花山村の区域）、登米市（旧南方町及び旧津山町の区域）、石巻市（旧石巻市の区域）又は東松島市で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

3 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 1又は3の牛と同一施設内で飼育している牛

5 共同牧野等に放牧する牛

6 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満二十四月以上で死亡した牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条の規定に該当する場合を除く。）

<p>四 実施の期日 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p> <p>五 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法</p> <p>○宮城県告示第二百五号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十三年三月十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>四 実施の期日 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p> <p>五 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法</p> <p>○宮城県告示第二百五号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十三年三月十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>一 実施の目的 豚コレラの発生予防</p> <p>二 実施する区域 県内一円</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 次に掲げるもののうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚</p> <p>1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚</p> <p>2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄豚</p> <p>3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚</p> <p>四 実施の期日 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成十八年三月三十一日農林水産大臣公表）に規定する方法</p> <p>○宮城県告示第二百十六号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十三年三月十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 実施の目的 オーエスキー病の発生予防</p> <p>二 実施する区域 県内一円</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 次に掲げるもののうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚</p> <p>1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚</p> <p>2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄豚</p> <p>3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚</p> <p>四 実施の期日 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法 血清学的検査</p> <p>○宮城県告示第二百十七号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十三年三月十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>

- 1 臨床検査及び血清抗体検査
- 2 その他必要な検査

○宮城県告示第二百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十三年三月十八日

一 実施の目的
宮城県知事 村 井 嘉 浩

家きんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域
県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
宮城県知事 村 井 嘉 浩

血清学的検査

○宮城県告示第二百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十三年三月十八日

一 実施の目的
宮城県知事 村 井 嘉 浩

馬伝染性貧血の発生予防

二 実施する区域
県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもの（生後百八十日未満のものを除く。）とする。

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 3 1又は2の馬と同一施設内で飼育している馬
- 4 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）に基づいて競馬に出場する馬
- 5 馬術競技又は乗馬に供し、又は供する目的で飼育している馬
- 6 その他知事が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十三年三月十八日

一 実施の目的
宮城県知事 村 井 嘉 浩

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域
県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）で定める種畜

2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一及び病性鑑定指針（平成二十年六月二日付け二十消安第八百八十号農林水産省消費・安全局長通知）並びに種畜検査執務

要領（昭和五十九年十月六日付け五十九畜A第三千六百二十一号農林水産省畜産局長通知）に規定する方法

○宮城県告示第二百一十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち（転飼及び定飼蜂群）

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令について（昭和三十年十一月一日付け三十畜局第四千三百二十三号農林水産省畜産局長通達）別紙腐蛆病検査要領に規定する方法

○宮城県告示第二百一十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射、薬浴又は投薬（以下「注射等」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、注射等を受けるべき旨を命ずる。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ピロプラズマ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
共同牧野等で放牧飼養される牛

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射等の別及びその方法

薬浴

○宮城県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 油島栗駒線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
栗原市金成人生田一六番一地从先から 同市金成小迫荒崎五七番一地从先まで	前 A	四・〇	四・〇	一、二六一・五	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分を供用。
	後 A	四・〇	四・〇	一、二六一・五	
	後 B	二一・八	二一・八	一、〇三〇・〇	

○宮城県告示第二百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項に関する事	縦覧場所
大仏前沢 土石流	白石市越河（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
三浦沢1 土石流	宮城郡松島町手樽（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県仙台土木事務所
浜田沢4 土石流	宮城郡利府町赤沼（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
滝の口沢 土石流	石巻市井内、同市新栄一丁目、同市新栄二丁目（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
狼沢 土石流	石巻市井内、同市大瓜、同市湊（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
川尻沢 土石流	牡鹿郡女川町女川浜、同町宮ヶ崎（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
沢御殿山1号 土石流	牡鹿郡女川町石浜（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
沢御殿山2号 土石流	牡鹿郡女川町石浜（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項及び第八條第一項の規定によりした次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
大仏前沢 土石流 の自然現象 の発生原因となる	白石市越河（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所

三浦沢1 土石流	宮城郡松島町手樽（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県仙台土木事務所
浜田沢4 土石流	宮城郡利府町赤沼（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
滝の口沢 土石流	石巻市井内、同市新栄一丁目、同市新栄二丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
狼沢 土石流	石巻市井内、同市大瓜、同市湊（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
川尻沢 土石流	牡鹿郡女川町女川浜、同町宮ヶ崎（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
沢御殿山1号 土石流	牡鹿郡女川町石浜（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
沢御殿山2号 土石流	牡鹿郡女川町石浜（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
仙台市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 - 1 種類
仙塩広域都市計画公園事業
 - 2 名称
七・五・四号 大年寺山公園
- 三 事業施行期間
「平成二十三年三月十八日から平成二十八年三月三十一日まで」とする。
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
仙台市太白区門前町、萩ヶ丘、向山四丁目、茂ヶ崎一丁目、茂ヶ崎二丁目、茂ヶ崎三丁目及び

茂ヶ崎四丁目地内
2 使用の部分
仙台市太白区茂ヶ崎一丁目及び茂ヶ崎四丁目地内

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第一号
仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
平成二十三年三月十八日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司
仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

○宮城県企業局管理規程第九号の一部
を次のように改正する。
様式第七号を次のように改める。

様式第七号

ホ ー ル 等 使 用 申 込 書

申請 請 諾 年 年 月 日
*承諾番号

宮城県公営企業管理者 殿
仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程第18条の規定により、下記のとおりホール等を使用したいので申し込みます。

記

1	住所又は所在地						
申込者	氏名又は名称						
	代表者氏名(法人・団体の場合) 電話・FAX						
2	使用目的						
3	催事名	入場者予定人員数 名					
4	使用ホール等名						
5	使用年月日(曜日)	*区分	使用時間	準備(リハーサル)	開場	開演	終演
		年月日()	~	~	~	~	~
		年月日()	~	~	~	~	~
		年月日()	~	~	~	~	~
○使用時間には、会場準備・後始末の時間が含まれます。							
6	使用設備・器具(無料・有料・持込)	無料設備名称	数量	有料設備名称	数量	持込設備名称	数量
7	販売等	物品販売(有・無)	飲食物提供(有・無)	寄付金募集(有・無)			
8	使用責任者(住所)(氏名)(電話)	有の場合には、内容が把握できる資料を添付してください。					
9	入場料	有料(最高金額)	円	無料(整理券・会員券・招待券)			
*	会場使用料(税込)	円	*	付帯使用料(税込)	円		
*	合計使用料(税込)	円					

1 *欄には記入しないでください。又は承諾をした後に、必要があると認める場合は、仙台港国際
 2 ビジネスサポートセンター管理規程第26条の2の規定により、この申込みに係るホール等の
 3 使用が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長に対し、この申込みに関する
 情報提供を要請した後に、暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、仙台港国際ビ
 ジネスサポートセンター管理規程第25条第1項の規定により、その使用の承諾を取り消し、
 又は使用を停止します。

